

職員団体との交渉概要

宮城労働局長は、令和3年11月4日（木）に、全労働省労働組合宮城支部（以下、「全労働」という。）と交渉を行いました。交渉の概要は以下のとおりです。

（全労働要求）

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
ワクチン接種について、本人の判断によることを徹底し、接種を強要することなく、窓口職員を中心に早期に実施をすすめること。
アクリル板の設置等に加えて、行政利用者同士の待ち時間中の間隔保持等も配慮すること。
- 2 労働行政体制の拡充について
非常勤職員も含めた行政運営に必要な定員確保に努めること。また、抜本的な業務簡素・効率化策を早急に策定し、直ちに実施すること。
- 3 賃金改善について
職員の生活と労働の実態に相応しい賃金水準に改善すること。なお、特に高齢層の賃金抑制は行わないこと。
また、現下の新型コロナウイルス感染拡大状況においては、新型コロナウイルス感染リスクの高い窓口等で業務に従事する職員・非常勤職員に危険業務手当を新設・支給すること。
- 4 定年延長をはじめとする高齢期雇用について
定年延長にあたっては、職務・職責に応じた賃金水準を確保すること。また、当面の再任用職員の賃金について、年金支給開始年齢までの生活維持に相応しい水準を確保すること。
- 5 健康・安全の確保について
すべての職場について、安心して職務に専念できる環境を整備すること。また、あらゆるハラスメントを根絶するための研修等を徹底すること。

(当局回答)

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
第一線職場の職員・非常勤職員及び来庁者の感染防止対策を徹底することは当然であり、本省への働きかけも含めて、優先課題として取り組む。
- 2 労働行政体制の拡充について
今後においても業務を適正かつ円滑に実施するため、非常勤職員も含めた定員の確保・増員を基本としながら、法令・制度まで踏み込んだ業務簡素・合理化等を推進していくとともに、行政体制の拡充に向け、本省や関係機関に働きかける。
- 3 賃金改善について
一時金を含めた給与や諸手当については、生活と労働実態に相応しい水準への引き上げ等が必要であり、特に、高年齢層職員の賃金抑制は他の年齢層職員の士気にも関わる問題であることから緩和等の改善が必要である。また、コロナ禍においては、窓口等で業務に従事する職員等に対する新たな手当の支給も必要であり、これら実現に向け、関係機関や本省に働きかける。
- 4 定年延長をはじめとする高齢期雇用について
定年延長に伴う給与水準等の処遇や再任用制度の運用について、当事者から理解が得られるものとなるよう関係機関や本省に働きかける。
- 5 健康・安全の確保について
これまでの取り組みの徹底を基本として取り組む。また、庁舎狭隘問題等の改善に向けて継続して取り組む。